

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	匝瑳市				民間	
	職員数	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均年齢	平均給与 月額
全体	29人	50.8歳	321,986円	338,707円	—	—
調理員	23人	50.4歳	322,404円	336,027円	43.1歳	282,300円
運転手	3人	47.6歳	311,533円	351,391円	48.1歳	331,300円
用務員	3人	56.8歳	329,233円	346,567円	53.9歳	227,200円

- \* 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（賃金センサス）による。
- \* 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均
- \* 「平均給与月額」とは、基本給のほか扶養・住居・通勤・時間外勤務等の手当額の合計
- \* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

#### (2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体				人	人	人	人	人	人	人	人	
				1	1	1	4	1	5	5	11	
調理員				1		1	4	1	4	4	8	
運転手					1				1		1	
用務員										1	2	

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

行政職給料表適用

#### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
ボイラー取扱手当	ボイラーの取扱作業に従事した職員	日額 200 円（助手 100 円）

#### ウ 昇給基準

毎年 4 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（58 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 18 年 12 月の匝瑳市定員適正化計画に基づき、退職者不補充職種としており、平成 23 年度まで新規の採用は行わない。

給与面に関しては、国、県及び民間の給与水準との均衡に十分留意しながら適正化に取り組んでいく。

## 3 具体的な取組内容

給料表については現行の給料表を踏襲し、昇給の基準については今後の全職種を対象とした人事評価制度導入の際に、評価に応じた昇給制度の運用を図る。

## 4 その他

技能労務職については、平均年齢 50.8 歳と高齢化しており、事務・事業の見直しが迫られている。行政需要が減少した部門については、人事異動等において職員数の適正化を図る。

また、現場の状況を精査し民間委託できる業務については、民間活力の導入を推進する。